ドイツからの生きた豚、豚肉等の輸入停止措置について

令和2年9月15日

今般、ドイツの野生いのししにおいてアフリカ豚熱の発生が確認されたことから、令和2年9月11日付けで同国から日本向けに輸出される生きた豚、豚肉等について、輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

- 1 輸入停止措置の対象地域 ドイツ全十
- 2 輸入停止措置の対象品目
- (1) 生きた豚
- (2) 豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム、ベーコン等の肉加工品
- (3)加熱処理された豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム、ベーコン等の肉加工品

ただし、上記(2)及び(3)については、令和2年8月1日以前にと殺されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであること(同国において、令和2年8月1日までに加工・梱包まで終了していることが必要)をドイツ政府が証明しているものは除く。

また、ドイツから輸入した豚又は豚肉等を原料としてドイツ以外の輸出国で 生産され日本向けに輸出される上記(2)のうち、令和2年8月1日までに輸 出国に輸入されたドイツ産の豚又は豚肉等を原料として生産されたことを輸 出国政府が証明しているものを除く。

3 輸入停止措置の対象品目以外の指定検疫物

家畜伝染病予防法施行規則第 43 条の豚及びいのししに係る法第 37 条第 1 項 第 1 号及び第 3 号に掲げる物の中欄に定める地域から輸出された指定検疫物と同様に取り扱う。具体的には、同国から輸出される豚由来の骨皮毛等について、輸入畜産物の消毒基準に基づく規則第 4 3 条の表の地域からの畜産物として消毒を実施するなど、別途通知等に定めがあるものについてはこれに基づき対応する。